

平成 30 年度
定期 監 査 報 告 書

市民環境部（一部）

アステ市民プラザ
環境衛生課
美化推進課

川西市監査委員

令和元年10月23日

川西市長
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 坂口 美佳

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

市民環境部の内
アステ市民プラザ
環境衛生課
美化推進課

定期監査報告書

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る平成 30 年度（30 年 4 月 1 日～31 年 1 月 31 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

市民環境部の内
アステ市民プラザ
環境衛生課
美化推進課

3 監査の期間

平成 31 年 3 月 18 日から令和元年 6 月 25 日まで

4 監査の方法

監査対象部局に対し、平成 30 年度の財務に関する書類（31 年 1 月 31 日現在）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組まれない。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- （1）文中の金額 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- （2）文中・表中の比率 表示単位未満の端数は、四捨五入

《 アステ市民プラザ 》

1 アステ市民プラザの施設利用について

アステ市民プラザには、定員 300 名のアステホールをはじめ、ダンス等の多様な利用が可能なマルチスペース、会議等に利用される各ルームや子育て支援ルームなどがあり、市民に文化的な活動と交流の場を提供することを目的として、施設の貸室業務が行われている。平成 30 年度の施設利用率は平均すると 52.7% で、前年度と比較して 0.8% 増加している。

当プラザは午前 9 時から午後 10 時まで開館しており、50 分を 1 区分として貸室を行っているが、日中は予約希望が重複することがあるものの、夜間は利用が少ない傾向があり、利用者層は時間帯により異なると考えられる。施設利用をより積極的に促すために、時間軸による利用者層の把握や、市や市教育委員会による行政の利用（条例及び規則により使用料を免除）と一般市民の利用を分けて把握するなど、より細かな貸室状況の分析に取り組まれない。

また、アステホールのロビーにあるアステギャラリーについては、30 年度の利用率が 48% で、そのほとんどが行政による使用であり、一般利用は低調である。ビルの 6 階に位置するという立地条件を踏まえ、貸出条件の見直し等を行い一般利用を促すなど、ギャラリースペースの有効な活用方法を検討されたい。

《 環境衛生課 》

1 市斎場の指定管理者選定手続きについて

市斎場は昭和 58 年に開設されて以来、市直営で火葬及び告別式場施設の提供に関する業務を行っていたが、令和元年 7 月より指定管理者による管理運営を行っている。

平成 30 年度に課が行った指定管理者指定の手続きについて確認したところ、下記の事例が見受けられたため、適正な事務処理に留意されたい。

市斎場に係る指定管理者選定委員会について、同委員会会議公開運用要綱第 7 条第 3 項において当該会議録を公表すべき旨が規定されているが、公表されていなかった。

市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 5 条において指定管理者を指定した際に指定管理者指定通知書により通知すべき旨が規定されているが、通知されていなかった。

市斎場指定管理者募集要項において、管理開始までの主なスケジュールとして令和元年 5 月上旬に基本協定・年度協定書を締結する旨が規定されているが、基本協定は 6 月 17 日に、年度協定は 7 月 1 日になされていた。

2 斎場使用料に係る事務処理について

斎場使用料に係る事務処理である下記の について、前回（平成 25 年度）の定期監査において同様の指摘をしたが、改善されていないため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組まれない。

斎場で発行する領収書については、連番が印字された様式となっていないため、事前に連番を付すとともに書き損じ分についても保存する方法により管理すべきであること。また、上述のとおり令和元年7月より指定管理者による管理運営となっているため、指定管理者に対して同様の取扱いとするよう指導されたい。

市斎場設置管理条例第6条第1項において、斎場の使用許可を受けた者は、斎場使用料を前納しなければならない旨が規定されているが、胞衣汚物に係る斎場使用料については月締めの翌月徴収としていること。

3 し尿処理手数料について

平成26年度から30年度までのし尿処理手数料の収納状況は、次表のとおりである。

し尿処理手数料の収納状況について

(単位:円・%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調 定 額	10,482,123	10,179,597	9,876,100	9,552,280	7,558,680
収 入 済 額	9,388,120	9,038,720	8,674,940	8,371,140	6,605,920
不 納 欠 損 額	148,966	134,297	130,440	98,600	113,980
収 入 未 済 額 (うち過年度分)	945,097 (661,897)	1,006,580 (714,740)	1,070,720 (776,720)	1,082,540 (738,020)	838,780 (655,820)
収 入 率 (調 定 比)	89.6%	88.8%	87.8%	87.6%	87.4%

30年度と26年度を比較すると、調定額は292万円(27.9%)減少しているが、収入未済額はほぼ同程度の水準に留まっている。その原因としては、過年度の徴収困難案件が考えられる。

課では訪問徴収により30年度は34万円徴収しているが、徴収困難案件への対応については、庁内の他部署の取り組み事例を参考にすほか、弁護士への委託を検討するなど、引き続き債権回収について努力されたい。

また、当該手数料に係る督促手数料及び延滞金を徴していないが、市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例との整合性を図り、適正な事務手続きを行われたい。

4 浄化槽に係る指導業務について

浄化槽管理者には、浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃のほか、指定検査機関による水質検査(年1回)が義務付けられている。

市内に設置届出がなされている浄化槽(平成30年度末時点では345基)のうち、30年度において指定検査機関から不適正と判定された浄化槽は17基、当該検査を受検していない浄化槽は16基であった。

前回(25年度)監査時において、不適正と判定された浄化槽ないし検査を受検していない浄化槽の管理者に対し、適切な管理指導を実施されたい旨の指摘を行っており、今回の監査にあたりその状況を確認したところ、不適正と判定された浄化槽の管理者へはその状況を改善して報告するように、また、検査を受検していない浄化槽の管理者へは検査を受けるよう文書を郵送するのみであった。

課は兵庫県からの移譲事務として上記の指導業務を行っているが、移譲された事務の内容を理解し、手続きが不足するとみられる事項については、立入調査等の手続きを遂行されたい。

5 簡易専用水道に係る指導業務について

簡易専用水道（水道水を受水する有効容量 10 m³を超す受水槽）の設置者には、水道法の規定に基づき、受水槽の掃除、点検等の管理及び登録検査機関による定期検査の受検（年 1 回）が義務付けられている。

市内に設置届出がなされている簡易専用水道（平成 30 年度末時点では 279 基）のうち、30 年度において市へ登録検査機関からの検査報告がない簡易専用水道は 20 基であった。

市簡易専用水道指導実施要領（以下「実施要領」という。）の第 5 の 3 項においては、設置者等が定期検査を受けていない場合に、市長は施設の管理状況について必要な報告を設置者等へ求め、又は必要に応じて市職員に立入検査を実施させるものとする旨が規定されている。課は当該検査未実施の設置者に対して検査を受検するよう文書で指導しているにもかかわらず、一部については検査を実施していない事例が存在することから、検査未実施の簡易専用水道の設置者に対しては、実施要領の当該規定に則った適正な事務処理を行うよう留意されたい。

6 市環境衛生推進協議会の会計事務及び同協議会に対する補助金について

市環境衛生推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境衛生思想の普及・向上及び生活環境の保全・改善等の事業を行うことで地域の生活環境の健全化に寄与することを目的として組織されており、協議会の会計事務については、課が事務局となり実質的な会計事務を担当している。

前回（平成 25 年度）監査時に、協議会が支出する講師謝礼について源泉徴収をしていないことについて指摘したが、30 年 11 月に開催された環境衛生推進大会に係る講師謝礼（3 万円）について、源泉徴収がなされていないため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組まれたい。

また、課は市環境衛生推進協議会補助金交付要綱に基づいて協議会に対し補助金を交付している（30 年度は 60 万円）。同要綱において、補助対象経費の区分が具体的な内容となっていないことから、当該補助金の実績報告書において補助対象である事業のどの経費に充てられているかが不明瞭となっているため、要綱においてこれを明文化するとともに、実績報告書上で市補助金がどの経費に充当されているかを明らかにされたい。

7 犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務について

狂犬病予防法の規定に基づき、犬の飼い主には、飼い犬登録及び狂犬病予防注射が義務付けられている。課では犬の登録に伴う鑑札交付及び同手数料の徴収並びに予防注射に伴う予防注射済票交付及び同手数料の徴収に係る事務を川西・猪名川獣医師会に委託している。

犬の鑑札及び予防注射済票の取扱いについては事務処理要領に基づき、獣医師会から選任された獣医師に対し、年度当初に一定数の鑑札及び予防注射済票を前渡し、年度末には残余分の返還を受けることになっているが、返還処理後、残枚数を確認し廃棄処分する際の廃棄決定文書が作成されていなかった。前回（平成 25 年度）の定期監査において同様の指摘をしたが、改

善されていないため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組みたい。

8 委員報酬等における金額の根拠について

下記の委員報酬等について確認したところ、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができないため、金額の妥当性等の確認を行ったうえで決裁文書等により根拠を明確にされたい。

委員会名称等	金額（時間単価、1日・1回当たり等）
市斎場に係る指定管理者選定委員会	委員長 12,400円/日
	委員 10,500円/日
市環境審議会	会長 12,400円/日
	委員 10,500円/日
生物多様性ふるさと川西戦略シンポジウム	コーディネーター 40,000円/日・30,000円/日
	協力者・団体 10,000円/日
	パネリスト 5,000円/日

《 美化推進課 》

1 分別収集事業について（ごみ収集業務）

(1) 収集実績等について

ごみ収集については、「燃やすごみ・プラスチック類」を直営及び委託(2社)で、「大型ごみ」及び「燃やさないごみ(有害ごみを含む)」を直営で、「ビン」、「カン」及び「古紙・古布類」を委託で行っており、前回(平成25年度)定期監査からこの体制は変わっていない。平成28～30年度の収集実績等は、次表1のとおりである。

表1

年度	区分	燃やすごみ			プラスチック類			大型ごみ	燃やさない ごみ(有害 ごみ含む)	ビン	カン	古紙・ 古布類	合計	
		直営	委託	合計	直営	委託	合計	直営	直営	委託	委託	委託		
30	収 集 量(t)	12,626	10,925	23,551	896	840	1,736	746	748	946	220	2,044	29,991	
	収 集 世 帯 数	34,510	35,475	69,985	34,510	35,475	69,985	69,985	69,985	69,985	69,985	69,985	-	
	収集運搬費用	総費用(千円)	314,637	241,077	555,714	78,659	60,269	138,928	163,593	138,617	143,595	49,143	2,208	1,191,798
		1t当(円)	24,920	22,067	46,987	87,789	71,749	159,538	219,293	185,317	151,792	223,376	1,080	987,383
		1世帯当(月:円)	760	566	1,326	190	142	332	195	165	171	59	3	2,251
	直営:委託の割合(世帯比)	49.3%	50.7%	-	49.3%	50.7%	-	-	-	-	-	-	-	-
29	収 集 量(t)	12,714	10,941	23,655	913	847	1,760	627	623	993	214	2,091	29,963	
	収 集 世 帯 数	34,440	35,209	69,649	34,440	35,209	69,649	69,649	69,649	69,649	69,649	69,649	-	
	収集運搬費用	総費用(千円)	324,257	241,077	565,334	81,064	60,269	141,333	183,796	120,680	143,352	49,143	2	1,203,640
		1t当(円)	25,504	22,034	47,538	88,789	71,156	159,945	293,135	193,707	144,362	229,638	1	1,068,326
		1世帯当(月:円)	785	571	1,356	196	143	339	220	144	172	59	0	2,290
	直営:委託の割合(世帯比)	49.4%	50.6%	-	49.4%	50.6%	-	-	-	-	-	-	-	-
28	収 集 量(t)	13,243	11,320	24,563	897	811	1,708	2,559	701	1,028	235	2,288	33,082	
	担 当 世 帯 数	34,456	35,032	69,488	34,456	35,032	69,488	69,488	69,488	69,488	69,488	69,488	-	
	収集運搬費用	総費用(千円)	277,224	241,077	518,301	69,306	60,269	129,575	234,341	141,426	142,465	49,143	2	1,215,253
		1t当(円)	20,934	21,297	42,231	77,264	74,315	151,579	91,575	201,749	138,585	209,118	1	834,838
		1世帯当(月:円)	670	573	1,243	168	143	311	281	170	171	59	0	2,235
	直営:委託の割合(世帯比)	49.6%	50.4%	-	49.6%	50.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
増減 30-29	収 集 量(t)	88	16	104	17	7	24	119	125	47	6	47	28	
	収 集 世 帯 数	70	266	336	70	266	336	336	336	336	336	336	-	
	収集運搬費用	総費用(千円)	9,620	0	9,620	2,405	0	2,405	20,203	17,937	243	0	2,206	11,842
		1t当(円)	584	33	551	1,000	593	407	73,842	8,390	7,430	6,262	1,079	80,943
		1世帯当(月:円)	25	5	30	6	1	7	25	21	1	0	3	39

美化推進課資料を基に作成している。

平成30年度の収集量を前年度と比較すると、28トン(0.1%)増加している。

内訳別にみると、燃やすごみ、プラスチック類、ビン及び古紙・古布類が減少し、燃やさないごみ、大型ごみ、及びカンが増加している。大型ごみは28年5月から有料化がスタートしたことにより29年度は減少したものの、30年度は増加に転じている。燃やさないごみについても、大型ごみの有料化に伴う駆け込み排出による影響で29年度は減少しているが、30年度は以前の水準に戻っている。

30年度の収集運搬費用総額(事業別決算額のうち、収集運搬業務に係る経費の総額)は11億9,179万円で、前年度と比べ1,184万円減少している。これは主に、燃やさないごみ(直営)で1,793万円増加しているものの、大型ごみ(直営)で2,020万円、燃やすごみ(直営)

で 962 万円減少しているためである。

(2) 収集運搬費用の縮減等について

直営による収集体制及び収集運搬費用について

燃やすごみ・プラスチック類の収集業務は、直営及び委託で実施しており、直営と委託の割合（収集世帯数）は、ほぼ 50% ずつで推移している。

直営と委託に係る収集運搬費用の 30 年度の総費用を比較すると、28 年度からの大型ごみの有料化に伴い、直営の大型ごみの職員 9 名を、燃やすごみ・プラスチック類に移管しており、また委託との収集条件等が異なるため単純比較はできないものの、30 年度でみると、直営の方が約 30% 程度（収集量 1 トン当たりでの比較では 12.9% ~ 22.4% 程度）コスト高になっている。

前回の定期監査においても、直営と委託の割合及び直営のコスト高はほぼ同様の状況であり、当時の課の回答として、「職員定数、あるいは直営・委託の割合の見直しを関係部局と協議を進め、市民サービス及びコスト面を踏まえ収集体制全般のあり方について検討していく。」との回答であったが、大型ごみの有料化以外は特に状況の変化は見られない。

令和 2 年度には清掃事務所の移転に伴い、委託率の拡大が検討される予定であるが、災害時の対応の検証、及び収集量の変化や作業効率等の分析を行ったうえで、収集体制や委託地域の見直しを行い、より効率的な収集体制を整備するなどにより、コスト縮減に努められたい。

委託による収集運搬費用について

主な委託業務における契約額等の推移は、次表 2 のとおりである。

表 2

単位：円（税込）

	委託名	委託先	平成 28 ~ 30 年度		平成 31 年度 (令和元年度)			(1) - (2)
			契約方法	30 年度契約金額	契約方法	契約金額		
				(2)		(1)	消費税及び地方消費税の税率引上げ後の金額 (変更契約)	
1	燃やすごみ・プラスチック類収集運搬業務	A	公募型 プロポーザル方式 (随意契約)	170,890,235	単独随意契約	170,889,264	172,471,572	971
2		B		130,455,816		130,455,813	131,663,737	3
3	A	49,142,626		49,142,622		49,597,646	4	
4	C	143,595,324		143,595,322		144,924,908	2	

委託業務における市予定価格に対する契約額の比率は、次表 3 のとおりである。

表3

単位：円（税込）

	委託名	委託先	平成28年度～30年度(3カ年)			平成31年度(令和元年度)		
			市予定価格	契約金額	契約率	市予定価格	契約金額	契約率
1	燃やすごみ・プラスチック類 収集運搬業務	A	519,337,251	512,670,705	98.7%	179,677,840	172,471,572	96.0%
2		B	396,211,220	391,367,448	98.8%	132,438,295	131,663,737	99.4%
3	空缶の収集および運搬業務	A	149,568,000	147,427,878	98.6%	52,492,969	49,597,646	94.5%
4	空きビン収集運搬および回収用コンテナ配布業務	C	435,700,000	429,412,224	98.6%	148,756,498	144,924,908	97.4%

平成31年度(令和元年度)の各金額は、消費税及び地方消費税の税率引上げ後の金額である。

一般廃棄物収集運搬委託業務にかかる事業者の選定方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に、業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎、相当の経験を有することなどの委託基準が設けられており、そこでは日々の市民生活に直接関係する生活環境の保全という業務目的を安定的に遂行すること等を重視している。

平成28年度から30年度は、公募型プロポーザル方式により、会社の経営方針、研修体制、市民への対応などを直接事業者ヒアリングし、上記条件等の充足や費用見積額を検討して期間3年の業務契約を締結しているが、令和元年度においては、次年度に清掃事務所が移転する事情により、暫定的な措置として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、安定的な履行が見込める現事業者(3社)と1年間の随意契約を締結している。

30年度の契約額については、業者から見積書の提出を受けて、市予定価格の範囲内で決定しており、市予定価格に対する契約額の比率は、30年度契約の場合、燃やすごみ・プラスチック類収集運搬業務で98.7～98.8%、空缶の収集運搬業務、及び空きビン収集運搬・回収用コンテナ配布業務で98.6%と、比較的市予定価格に近い比率になっている。

環境省の通知(26年10月8日付)により、『廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)(中略)には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準である。』とされているが、これは、一般廃棄物収集運搬委託業務の発注に対し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るうえで最優先にすべき事項を明確にしたものであり、一切の競争性を排除するものではない。まず、地域の廃棄物処理が継続的かつ安定的に遂行されるよう配慮しつつも、一定の範囲内での経済性と競争性を高めることも求められるものである。

今後、より競争性が発揮される方策の検討を進めるとともに、委託基準である受託業務を遂行するに足りる額等を考慮したうえで、常に積算方法や積算額の妥当性についての検証を行っていく必要がある。

2 勤怠管理について

臨時備人料及び正職員について、勤怠管理関係書類（出勤票兼報酬・賃金支給額計算書、出勤記録、時間外・休日勤務申請書兼命令簿等）を抽出し、帳簿間の照合をしたところ、下記の事例が見受けられたため、事務処理手順やチェック体制を見直すなど、事務改善を行われたい。

臨時備人料

- ・平成 30 年 5 月分の時間外手当について、本来 23 時間分の手当を支給すべきところ、22 時間しか支給しておらず、令和元年 5 月分の賃金で精算した事例（4 名）
- ・平成 31 年 1 月分の通勤割増額を 23,150 円支給すべきところ、23,160 円支給しており、令和元年 5 月分の賃金で精算した事例（1 名 10 円過支給）
- ・有給休暇残日数を誤って認識したために欠勤を有給休暇で処理し（過支給）翌月分の賃金で精算（減額処理）していた事例
（平成 30 年 4 月分 1 名、11 月分 1 名）
- ・作業長・事務担当者に連絡が伝わらないまま退勤し、翌月に精算（過支給分を戻入）していた事例（平成 30 年 9 月 28 日の 6 時間分 1 名）

正職員

- ・記載誤りにより、時間外・休日勤務申請書兼命令簿と出勤記録の退勤時間等に差異がある事例（2 名、5 日分）
- ・記載誤りにより、時間外・休日勤務申請書兼命令簿の「実命令時間」と、時間外休日管理職員特別勤務等命令兼報告書の「勤務時間」に差異がある事例（2 名、2 日分）

3 夏休み親子バスツアーについて

課では、夏休みに施設を見学し「ごみ」について親子で考える機会として、また、夏休みの課題のひとつとして取り組んでもらい、家庭でごみ減量に取り組むきっかけとして、夏休み親子バスツアーを開催している。

平成 30 年度は、夏休み期間中に 3 回バスツアーを開催し、2 回は大阪ガスハグミュージアム（大阪市西区）、1 回は国崎クリーンセンターへの見学を行った。大阪ガスハグミュージアムへの見学では市のマイクロバスを使用しているが、国崎クリーンセンターへの見学の際に、観光バスを借り上げている事例が見受けられた。観光バスを借り上げている理由として、見学会と同日にごみ減量チャレンジモニター会議を行っており、チャレンジモニターの子ども（未就学児）を同乗させることから、チャイルドシートの使用義務が免除される観光バスを借り上げている。観光バス借上料として 75,600 円を支出しているが、チャイルドシートを借りて市のマイクロバスに設置するなど、限られた財源で事業を実施する術を講じられたい。

平成30年度 夏休み親子バスツアー開催状況

見学先	開催日	参加人数
大阪ガスハグミュージアム	7月21日	11組26人
	8月9日	9組19人
国崎クリーンセンター	7月26日	8組21人